

# 令和6年度事業計画

## 永山こどもの杜保育園運営計画

所在地	旭川市永山11条4丁目119-49
認可定員	19名（確認定員 3号19名）
職員数	10名（他嘱託医2名）

### 1、保育目標 『明日を創り出す力を持った子』

- ◎ 身の回りのことが自分でできる子
  - ・自分でできることは、進んでする。
  - ・食事、排泄、睡眠、着脱衣、清潔などの正しい習慣を身に付ける。
- ◎ のびのび明るく元気な子
  - ・豊かな愛情と見守りの中で、情緒が安定し夢中になって遊ぶ。
  - ・快活に体を動かし自らの安全を守り、危険回避する力を身に付ける。
  - ・全身を使った運動をして、平衡感覚の獲得と体力・運動能力の向上を目指す。
- ◎ よく考える子
  - ・自然への興味や関心を持ち、感覚を豊かにして自らの生活に取り入れていく力を身に付ける。
  - ・生活の中の言葉や文字に興味や関心を持ち、思考力や表現力を身に付ける。
  - ・仲間との経験から豊かな感性を持ち、創意工夫を重ね、遊びを発展させる力を身に付ける。
- ◎ 仲間を思いやり、大切にできる子
  - ・友だちとの関わりの中で、相手の話を注意深く聞き、自主協調の態度を身に付ける。
  - ・物事の善し悪しを判断し行動する。
  - ・困難に挑戦する心と我慢する心を持つ。

### 令和6年度の保育重点目標

- ★ 発達に即した適切な環境設定と働きかけにより、自主的な活動を促す。
  - ★ 発達段階に応じて求められる自己統制、社会性の獲得を促す。
  - ★ 改訂保育所保育指針に沿った保育課程、指導計画の編成実施と評価反省
  - ☆ 個別支援計画の実効性ある策定と保護者支援
  - ☆ 地域子育て支援(園開放、ほっとマミー)の実施
- ほっとマミー実施にあたっては、旭川あかしあ認定こども園及び旭川市おやこ応援課、関係医療機関と連携を図り、家庭における乳児保育支援を行う。（ほっとマミーは、旭川あかしあ認定こども園の子育て支援事業として行う）

## 指導者学習計画

- ① 一人ひとりの発達段階に配慮した指導案の作成の仕方、記録の仕方、活かし方について学びあい実践に移し、適切に自己評価を行う。
- ② 毎月の会議を持ち、充実した保育活動及び園運営の円滑を図る。
- ③ 各種研修会に進んで参加し、保育実践に役立てる。
- ④ 定期的な職員の話し合いの場を設け、指導計画の評価と見直しを行う。
- ⑤ 園内研修の充実を図る。（指針と計画の連動、保育実技など）

## 2、教育・保育時間

- ① 午前7時30分から午後6時30分までの保育標準時間
- ② 午前8時30分から午後4時30分までの保育短時間

上記の2区分の教育・保育認定に従って行う。

但し、延長保育対象児童については②の前後の保育標準時間までの間で延長保育を行う。また、保護者の特段の希望により①の保育標準時間を超え午後7時まで保育を行う事が有る。

## 3、教育・保育内容

保育環境をととのえるため、年齢別に

0 歳 児 ～ 保育士2名	1 歳 児 ～ 保育士1名
2 歳 児 ～ 保育士2名	フリー ～ 保育士3名

以上のようにクラス分けし、保育課程を基礎とし保育目標に従って年間指導計画、月案及び週案を作成し保育業務を進めるとともに、毎月、保育の効果について評価し、適切な園児処遇に努める。

又、健康と基礎となる栄養及び保健に対しては特に注意を払い、保護者に対し適宜栄養及び保健指導を行う。

年間の行事としては、季節を考慮した内容を中心に行う。

## 4、職員名簿

園 長	国木 美佳子		
主任保育士	那須 史子		
保 育 士	部田 えりか	阿部 愛里	(原 有紀)
栄 養 士	上村 和歌子		
非常勤保育士	笹村 恵美	大橋 斗紀恵	奥山 恵
保育補助員	滝川 理恵		

## 5、資金計画

地域型保育給付費及び利用者負担金、補助金（旭川市～保育体制充実費）及び一般寄付により運営する。

## 6、中期事業計画（令和5年～令和7年）

### ① 施設・設備関係

#### ・保育室環境の充実

従前の保育環境と異なる点について、子どもの視点に立っての充実を図る。

特に、安全面において施設及び備品の準備や改良について継続して検討を行う。

### ② 園児処遇関係

・小規模保育の良さが生かせるよう小グループの設定を行い、衛生・安全の両面から安心して過ごせる環境作りを行う。

・ほっとマミィの実施施設として、乳児の一時預かりを1歳に到達するまでの間で、一人4時間利用8回程度を上限に実施する。

・業務継続計画の改訂を行い、災害時も継続して保育を行える体制作りをする。

・安全計画の改訂と見直しを行う。

・こども誰でも通園制度の補助事業採択を目指す。

### ③ 職員処遇関係

#### ・必修的な研修と園内研修の実施

○職位職階に応じ、初任者・乳児・障害は全職員が順次受講する。

○上記の研修の他、独自の研修にも可能な限りパート職員も含め参加する。

○キャリアアップ要件に関係する研修に参加する。

・保育所自己評価に対する取り組みと手法の確立

・保育業務マニュアルの改訂に対する意見の提出

○年齢構成や施設規模に応じたマニュアル改訂を進める。

○新入職員研修マニュアルを作成し、職員育成に努める。